

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年2月1日）及び資格取得日（昭和36年4月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年2月1日から同年4月20日まで

私は、昭和35年2月1日にA事業所に採用され、38年まで同事業所に継続して勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、36年2月1日に被保険者資格を失ったことになっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立事業所の上部機関であるB事業所（当時は、C事業所）から提出のあった人事関係資料によると、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことが認められる。

また、人事関係資料によると、当該事業所に申立人と同時期に勤務していた複数の同僚について、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間はおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立期間の勤務日数について、前後の期間の勤務日数と比べ大きな変化は無く、申立期間についても申立人の勤務形態に変化は無かったとの同僚の証言があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 10 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 事業所は、当時の事業所は閉鎖しており、書類の保存期間が満了しているため資料も残存しておらず確認できないとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 2 月及び同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格取得日の記録を昭和 21 年 10 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年 10 月から 22 年 5 月までは 60 円、同年 6 月は 100 円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和 29 年 7 月 31 日）及び資格取得日（昭和 30 年 11 月 1 日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで
② 昭和 29 年 7 月 31 日から 30 年 11 月 1 日まで

私は、A社の専務であったC氏の紹介で同社に入社した。その後、長男の出産直前まで勤務していたので、私が申立期間において厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の事業所回答により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、当時から試用期間中も厚生年金保険を適用しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと思われると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

標準報酬月額については申立期間に係る同僚の記録から判断すると、昭和 21 年 10 月から 22 年 5 月までは 60 円、同年 6 月は 100 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保管していないので不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立事業所の回答及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと思われると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

標準報酬月額については、申立人が資格を喪失する直前に改定記録のある昭和29年4月及び再度資格を取得した30年11月の社会保険事務所の記録から判断すると、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保管していないので不明としているが、資格の取得に係る届出や厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が昭和29年7月31日を資格喪失日として届け、30年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年7月から30年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
③ 平成 2 年 4 月から 3 年 2 月まで

国民年金保険料の納付は、私が夫の分も含めてすべて管理していた。申立期間①については、夫の分と一緒に納めてきたはずなのに、夫だけが納付済みとなっていて、私の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間②及び③については、免除していたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料については、申立人の夫の分と一緒に現年度納付していたと主張しているが、社会保険庁が保管している特殊台帳によると、申立期間に係る申立人の夫の昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月までの保険料は、50 年 4 月から同年 9 月にかけて 3 回に分けて特例納付されていることから、納付したとする当時、申立人の夫の 44 年 9 月から 45 年 3 月までの保険料は未納であったと考えられる。

また、昭和 44 年 11 月 25 日に再交付された申立人が所持している申立人と申立人の夫の国民年金手帳によると、申立人の夫の昭和 45 年度及び 46 年度の国民年金印紙検認記録欄には、検認印が押されているが、申立人の同欄は空白となっており、申立人の夫の分と一緒に納付していたとする主張とは符合しない。

2 申立人は、申立期間②及び③については、国民年金保険料を申立人の夫と一緒に免除申請していたと主張しているが、申立期間②に係る申立人の夫の

昭和 58 年 1 月から平成元年 3 月までの期間は、同年 8 月に資格記録が追加処理されており、申立期間当時、申立人の夫の国民年金は未加入であったと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と申立人の夫に係る平成 3 年度の免除申請は平成 3 年 4 月に行われ、免除始期は同年 3 月からとなっている。当時、免除の周期は 4 月から翌年の 3 月までで、始期は申請日の属する月の前月からとなっていたため、申立期間③については免除申請は行われていなかったものと推認される。

- 3 申立人は、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたもの認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月及び 54 年 1 月から 55 年 4 月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。また、55 年 10 月から 56 年 7 月までの期間、58 年 1 月から平成元年 3 月までの期間及び 2 年 4 月から 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月
② 昭和 54 年 1 月から 55 年 4 月まで
③ 昭和 55 年 10 月から 56 年 7 月まで
④ 昭和 58 年 1 月から平成元年 3 月まで
⑤ 平成 2 年 4 月から 3 年 2 月まで

国民年金の手続等は妻がすべて管理しており、申立期間①及び②については保険料を納付していた。また、申立期間③、④及び⑤については免除申請をしていた。

未納であることや免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付及び免除の申請については、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の妻がすべて管理していたとしているが、申立期間①及び②については、申立人の妻も未納の期間があり、申立人の妻は、自身の当該期間については申立てしないとしていることなど、申立内容と符合しない。

また、申立期間③及び④については申立人の妻は、申立人と一緒に免除の申請を行っていたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 54 年 1 月から同年 4 月までの期間、55 年 10 月から 56 年 7 月までの期間及び 58 年 1 月から平成元年 3 月までの期間は、同年 8 月に資格記録が追加処理されており、申立期間当時、当該期間は未加入期間だったことから、

免除の申請はできなかったものと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と申立人の妻に係る平成3年度の免除申請は平成3年4月に行われ、免除始期は同年3月からとなっている。当時、免除の周期は4月から翌年の3月までで、始期は申請日の属する月の前月からとなっていたため、申立期間⑤については免除申請は行われていなかったものと推認される。

加えて、申立人は、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたもの認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで
母が地区の集金人に私の国民年金保険料を納付していたようである。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の母は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の母が地区の集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が記憶しているのは申立人の母と集金の話をしたことのみであるとしている上、A町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未加入期間となっており、地区の集金により申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、20歳到達以降、申立期間を含む昭和42年12月まで住所を移動していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、役場の職員から「抜けている期間を納めれば、全部つながる」と言われ、申立人の妻が未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことがあり、申立期間を含め未納期間は無いものと思っていたとしているが、A町保管の国民年金被保険者名簿によると、昭和38年3月の保険料が54年1月25日に特例納付されたことが確認でき、社会保険庁のオンライ

ン記録によると、申立人の国民年金加入期間（38年3月から39年4月までの期間及び44年4月から46年3月までの期間）における未納期間は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 49 年 6 月まで
私は申立期間の保険料を父が納付していたと聞いた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人は、申立人の父から国民年金の納付金額等の具体的な話は聞いていないとしているほか、申立人の父は高齢のため聴取できない状態であるとしていることから、具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人の父から 4 人兄弟の中で一人だけ納付していないことはないと聞いたとしているが、申立期間は、二人の姉はすでに結婚して同居しておらず、兄は厚生年金保険加入期間であり、申立人の父が申立期間に係る、兄弟の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 2 月に払い出されており、申立期間は時効により納付できない期間であり、住民票によると申立人は申立期間を含み A 市(現在は、B 市)から異動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 59 年 6 月まで
申立期間について、父が加入手続を行い、保険料を納付していた。

父によれば、昭和 58 年 3 月に昭和 56 年度及び 57 年度の 23 か月分を一括で納付した後、58 年度以降は年金組合の集金により定期的に納付しており、これまで、保険料納付の督促を受けたことも無いとのことである。

父は、行政区長、年金委員などを務め、保険料の集金に深く関わっていた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、申立人が昭和 56 年 5 月の 20 歳到達時には大学生であったことから、当初は国民年金保険料を納付しておらず、その後、58 年 3 月に、申立人はまだ大学生ではあったが、将来に不安を感じたので国民年金に加入させることとし、加入手続を行い、農協の窓口において、56 年 5 月までさかのぼって保険料を一括納付したとしているが、当時、申立人は大学生で任意加入対象者であり、制度上、申立人は加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することとなり、さかのぼって保険料を納付することはできず、申立人の父の主張には不合理な点がみられる。

また、申立人の父は、保険料をまとめて納付したのは昭和 58 年 3 月の 1 回のみで、58 年 4 月以降は、家族全員の保険料を年金納入組合の集金で定期的に納付していたとしているが、A 市保管の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の昭和 59 年度に係る保険料は昭和 61 年 11 月に、昭和 60 年度に係る保険料は昭和 62 年 6 月に、それぞれ一括で納付されているのに対し、同期間の申立人の父、申立人の母及び申立人の兄の保険料は現年度納付されていることから、58 年 4 月以降は家族全員の分を一緒に納付していたとする申立人

の父の主張とは符合しない。

さらに、申立人の父は、申立人は年金手帳を1冊所持しており、別の年金手帳の交付を受けたことは無いと思うとしているが、A市保管の国民年金被保険者名簿及びB社会保険事務所からの聴取結果によると、当該年金手帳の記号番号は昭和61年9月から同年10月の間に払い出されたものであり、その時点で申立期間に係る保険料は時効により納付できないものとなっている。

加えて、申立人は、県外に在住していた期間を含め、他市町村に住民登録したことが無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から 36 年 2 月 15 日まで
② 昭和 37 年 8 月 29 日から 38 年 6 月 1 日まで

私は、A社に、昭和 35 年 5 月から 36 年 9 月 26 日及び 37 年 8 月 29 日から 39 年 8 月 1 日まで勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入記録は、申立期間①については昭和 36 年 2 月 15 日から 36 年 9 月 26 日、申立期間②については 38 年 6 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで加入したとされている。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①及び②について、同社は当時の資料を廃棄したとしており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入記録について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している申立期間を含む健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、昭和 36 年 2 月 15 日資格取得、同年 9 月 26 日に資格を喪失し、38 年 6 月 1 日再度資格を取得、39 年 8 月 1 日資格を喪失していることが確認でき、いずれの申立期間についても申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れもない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月から27年1月1日まで
② 昭和27年6月1日から同年7月21日まで

私は、申立期間①について、A社（現在は、B社）に勤務した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、無いとされた。申立期間②について、C社（現在は、B社）に勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、1か月間加入記録が無いとされた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、B社では「当時の資料は廃棄処分されて無いため不明」としており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入記録を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、当該事業所に当時勤務していた複数の同僚に照会したが、申立期間において申立人を知る者は無く、申立内容を裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

C社に係る申立期間②について、B社では「当時の資料は廃棄処分されて無いため不明」としており、申立人の厚生年金保険の加入記録を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、当該事業所に当時勤務していた複数の同僚に照会したが、申立期間において申立人を知る者は無く、申立内容を裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格得喪年月日は、昭和

27年7月21日資格取得、28年6月1日資格喪失と記録されているが、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 13 日から 39 年 2 月 29 日まで

A事業所（現在は、B社C支店）に臨時補充員として勤務していた昭和 38 年 8 月から 39 年 2 月までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

健康保険証も交付され、保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた勤務記録カードにより、昭和 38 年 6 月 7 日にA事業所の「臨時雇」として採用され、同年 8 月 13 日に「臨時補充員」として任用されていることから、申立期間について勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、B社C支店に照会したが、申立期間当時の人事記録及び社会保険関係書類等を保存しておらず、当該事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、申立人から提出のあった昭和 38 年の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除額は、申立人の給与額に見合う当時の社会保険料等の合計額と比較して著しく低額であることから、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立期間について、社会保険庁の記録によれば、当該事業所は昭和 37 年 12 月 1 日新規適用、38 年 3 月 23 日に全喪し、再度、39 年 4 月 1 日に新規適用、平成 19 年 10 月 1 日に全喪していることから、申立期間においては、適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立人が記憶している同僚の中にも、臨時補充員として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い同僚も見られる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月2日から47年3月1日まで

私は、昭和39年8月ごろから59年1月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとされた。

昭和50年12月に永年勤続で表彰されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、申立期間当時の関係書類が保管されておらず、当時の事務担当者も高齢で証言できないため、当該事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認すると、申立人と同様に昭和45年1月に厚生年金保険の資格を取得し、同年2月2日に資格を喪失している者が申立人を含め9人おり、そのうち5人は47年2月及び同年3月に再度厚生年金保険の資格を取得しているところ、元同僚は、45年ごろに社会保険事務所の指導があり、会社は厚生年金保険に加入させたが、日給月給の従業員は手取りが減るとして反対したことがあると証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、昭和45年2月2日に資格喪失した9人のうち一人は、資格喪失日から再度、当該事業所において厚生年金保険の資格を取得する47年2月1日までの期間は国民年金の納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 16 日から 3 年 3 月 25 日まで
② 平成 3 年 5 月 17 日から同年 10 月 25 日まで
③ 平成 4 年 2 月 7 日から同年 7 月 25 日まで
④ 平成 4 年 9 月 14 日から 5 年 2 月 25 日まで
⑤ 平成 5 年 4 月 1 日から同年 9 月 25 日まで
⑥ 平成 6 年 2 月 1 日から同年 7 月 30 日まで
⑦ 平成 6 年 9 月 12 日から 7 年 2 月 25 日まで
⑧ 平成 7 年 5 月 16 日から同年 12 月 20 日まで

私は、申立期間①から⑧までの期間、A社で季節労働者として勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、国民健康保険組合から保険証をもらっていたので、厚生年金にも加入していたはずである。申立期間に勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び出稼労働者手帳の雇入通知書の記載から、申立期間①から⑧までについては、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は平成 9 年 10 月 31 日に全喪し、事業主に照会したところ、当該事業所は同年 10 月 17 日に倒産したとしており、当時の関係書類は保管されておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立人は国民健康保険組合の第 2 種組合員であるところ、当該事業所の元経理担当者は、「国民健康保険組合の第 2 種組合員については厚生年金保険に加入させていなかった」と回答しており、申立人及び申立人が記憶している複数

の同僚の季節労働者にも当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、申立人については、平成7年10月1日に国民健康保険組合の第2種組合員から第1種組合員への変更手続が行われているが、当該事業所において同日に厚生年金保険の資格を取得している者は確認できない。

さらに、当該事業所では、平成7年に会計検査院の指導を受けて常用的に雇用している季節労働者を厚生年金保険に加入させるとともに、平成5年11月から7年10月までの期間の就労月における厚生年金保険の^{そきゆう}遡及加入手続を行っているところ、当該事業所の元経理担当者は、厚生年金保険料の負担が伴うため、各人の意向を踏まえ手続をしたと証言しており、申立人には当該事業所からの説明及び手続等の通知文書を受領した記憶や^{そきゆう}遡及分の保険料について負担した記憶が無く、申立人の厚生年金保険の被保険者記録に、^{そきゆう}遡及加入手続をした形跡も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 26 日から 52 年 6 月ごろまで
私は、申立期間においてA社に勤務していたが厚生年金保険の記録が無いとされた。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は申立期間中の昭和 51 年 12 月 27 日に法人登記しているところ、社会保険事務所の記録では、同社は 52 年 12 月 1 日に全喪し、元事業主によると同社は同日に倒産したとしており、当時の関連資料は無く、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

また、当該事業所に申立期間当時勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格喪失日は昭和 49 年 1 月 26 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

なお、雇用保険の離職日は昭和 49 年 1 月 26 日となっており、当該記録は厚生年金保険の資格喪失日と同一である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。